

Q&A集

1	クラウドサインとの契約は事前に必要でしょうか。契約しなくても電子契約は可能でしょうか。	クラウドサインと個別に契約する必要はありません。電子利用申出書を総務財政課財務グループにメールで提出してください。
2	11月以降の契約は全て電子になるのでしょうか。	紙で契約を希望される場合は引き続き紙での契約締結を継続することが可能です。電子契約にしたが、やはり紙に戻したいということも可能ですので、その際は総務財政課財務グループまでご連絡ください。
3	契約書に含まれる仕様書等も電子契約の対象となるのでしょうか。	仕様書や約款も含みます。
4	電子契約で業務を進めた場合、設計変更による変更契約が生じた場合、承諾書なども電子契約になるのでしょうか。	電子契約の対象となります。
5	契約締結後に誤りや修正を発見した場合はどのように取り扱うのでしょうか。	一度締結した契約を取り消すことはできないので、取り消しの覚書や修正の文言を付して再度契約を締結します。
6	電子契約利用申出書の契約締結権限者は会社の代表でなければならないでしょうか。	会社の代表である必要はなく、契約締結権限を有する方又は、契約締結権限を有する者より契約締結権限を委任された方を指定してください。
7	契約締結権限者と契約担当者は同一でもいいでしょうか。	別々の方を指定してください。契約締結権限者が契約担当者を兼ねる場合やメールアドレスが複数ない場合は契約締結権限者のみの指定で構いません。
8	電子契約の場合、収入印紙はどうしたらよいでしょうか。	収入印紙は不要になります。
9	契約書等の書類は確認同意者の各々がダウンロードできるのでしょうか。	電子署名を付与した契約書類はすべての確認同意（承認）者にメールに添付されて送付されます。（容量が大きい場合はメールのURLからダウンロードします。）
10	契約に同意する前に契約書の修正事項がある場合はどうしたらよいでしょうか。	「同意せず却下する」ボタンを押し、却下理由を記載するもしくは町の契約担当者に修正事項を連絡してください。再度町から修正した契約書を送付します。
11	電子契約締結済みの契約書の電子署名を確認するにはどうしたらよいでしょうか。	Adobe Reader で契約書 PDF ファイルを開き、「電子署名パネル」からタイムスタンプを確認することができます。詳しくは以下のURLよりご確認ください。 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2684919
12	合意締結証明書とは何でしょうか。	契約当事者双方が契約書に同意した日時等を証する書類で、契約名、ファイル名、書類 ID、契約締結時の承認者及び承認日時等が記載されており、クラウドサインを運営する弁護士ドットコム株式会社名義で発行されます。詳しくは以下のURLよりご確認ください。 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219